

# 今後の金融税制のあり方について

「二元的所得税」をめぐる議論の論点整理を中心として

平成14年6月28日

金融税制に関する研究会

## 今後の金融税制のあり方について 「二元的所得税」をめぐる議論の論点整理を中心として

### 検討の概要

今回の「金融税制に関する研究会」においては、現行の金融税制が複雑でまた効率的なものになっていないのではないかとの問題意識の下、経済活性化等の観点から提唱されている「二元的所得税」をめぐる議論について論点整理を行いながら、今後の金融税制のあり方について検討を行った。

#### （二元的所得税について）

二元的所得税の導入については、税制の簡素化に資する、リスク・マネーの供給拡大に資する、金融の国際化に対応する、などの点から肯定的に評価する見解が出される一方、現行税制の部分的修正で十分ではないか、商品の特性に応じた税率を適用すべきでないか、など慎重な見解も見られた。

また、二元的所得税の考え方を日本において採用する場合の検討事項として、対象となる金融商品の範囲、適用される税率の水準、納税する段階での実務的な課題、などについては様々な見解が表明され、十分な議論が必要であるとの意見が多く見られた。

#### （金融税制見直しの方向性）

上記の検討を通じ、現行の金融商品に対する課税は投資家にとっても金融商品を提供する金融機関等にとっても複雑であり、また金融商品の経済実態に則した課税が行われていない、などの問題意識が広く共有されていることが確認され、課税方法や税率の簡素化や損益通算の対象範囲の拡大に向けて金融税制を見直していく必要があるとの点について意見が一致した。

#### （注）二元的所得税

検討の対象とした二元的所得税は、1990年代初頭に北欧諸国（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド）で実施された税制改革において採用された個人所得税制であり、

所得を勤労所得と資本所得に大別して分離課税し、前者に累進税率を適用する一方、後者には低い一定税率を適用する

資本所得は、利子、配当、株・土地のキャピタル・ゲイン等を含み、これらがすべて合算される一方、資産を取得する上での経費や譲渡損失は資本所得から控除される

といったことを特徴とする。なお、北欧諸国では、資本所得に係る税率は、勤労所得の最低税率や法人税率と同水準の税率となっている。

## 目 次

. はじめに	
1 . 検討の目的 .....	4
2 . 本研究会の14年の開催状況 .....	5
(別紙) 金融税制に関する研究会メンバー .....	6
. 二元的所得税についての論点整理	
1 . 二元的所得税をどう評価するか .....	7
<肯定的に評価する見解> .....	7
<二元的所得税の導入に慎重な見解> .....	9
2 . 二元的所得税を導入する場合に整理・検討を要する事項 .....	11
. 金融税制見直しの方向性 .....	16
. 資料 .....	18

.はじめに

## 1 . 検討の目的

「金融税制に関する研究会」は、一昨年、わが国の金融・証券市場を活力があり、透明性、公平性、効率性に優れ、さらに利用者にとってより利便性の高い市場に育成する観点から、金融税制のあり方を検討していく場として発足し、昨年7月には「金融税制に関する論点整理」を取りまとめた。

その後、株式等譲渡益課税についての見直しが行われるなど金融税制の見直しが行われたものの、現行の金融税制は、引き続き、複雑であり、商品の経済実態に則した課税が行われていない、損益通算の範囲が狭くリスク・マネー供給の観点から十分でない、などの指摘が多く見られ、そのような問題意識に応える考え方の一つとして、金融関連所得を含め資本所得全体で損益を通算し一定税率で課税する「二元的所得税」の考え方を、経済活性化等の観点から日本においても採用すべきであるとの意見も見られるところである。

こうした状況を踏まえ、金融税制や金融実務に精通した外部有識者及び金融庁職員から構成される本研究会においても、「二元的所得税」をめぐる議論について幅広く論点整理を行いながら、今後の金融税制のあり方について検討することとした。

### (注) 本研究会の位置付け

本研究会は、総務企画局長主催の研究会であり、上述の目的に沿って、金融税制に関して広く外部の有識者と自由に意見交換、討議し、行政運営上の参考とすることとしている。なお、内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣の諮問に応じて金融制度全般に関して審議する金融審議会とは性格・目的が異なることから、金融審議会とは独立して開催している。

## 2. 本研究会の14年の開催状況

	開催日	検討項目
第1回	14年2月27日	北欧における二元的所得税について
第2回	3月11日	二元的所得税論について
第3回	4月11日	金融商品に対する課税の現状と課題(証券、投資信託)
第4回	4月22日	金融商品に対する課税の現状と課題(銀行、信託、生命保険、損害保険)
第5回	5月30日	総括

(注) 本研究会の議事内容について

活発な意見交換を促すため、本研究会は非公開としているが、意見交換等の内容については、研究会開催後、議事要旨としてホームページ上で逐次公表している。

# 金融税制に関する研究会メンバー

## ( 委 員 )

上 田 均	明治生命 企画部調査グループ課長 (14年3月まで)
大 崎 貞 和	野村総合研究所 資本市場研究室 室長
神 田 秀 樹	東京大学法学部教授
木 村 浩 一	大和証券投資信託委託 経営企画部 部長
桐 山 学	NTT 第四部門担当部長 (税務担当)
國 枝 繁 樹	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科助教授 (14年4月より)
鈴 木 剛	住友生命 調査室上席調査役 (14年4月より)
中 里 実	東京大学法学部教授
西 哲 郎	三菱商事 トレジャーオフィス アシスタントトレジャー
ロバート・フェルドマン	モルガン・スタンレー証券会社 マネージング・ディレクター兼チーフ・エコノミスト
藤 田 義 治	みずほホールディングス 経営企画部 参事役
藤 森 謙 司	三井住友海上火災保険 財務企画部 次長
星 治	三菱信託銀行 経営企画部業務企画室 グループマネージャー
キャシー 松井	ゴールドマン・サックス証券会社 マネージング・ディレクター兼チーフ・ストラテジスト

## ( 特 別 委 員 )

野 村 容 康	(財)日本証券経済研究所 研究員
増 井 良 啓	東京大学法学部助教授
森 信 茂 樹	財務省 財務総合政策研究所 次長

## ( 金 融 庁 )

原 口 恒 和	総務企画局長
藤 原 隆	総務企画局審議官
佐 藤 隆 文	総務企画局審議官
三國谷 勝 範	総務企画局審議官
鈴 木 正 規	総務企画局政策課長
橋 本 元 秀	総務企画局政策課 企画官

## ・ 二元的所得税についての論点整理

(注) 論点整理に当たっては、論点毎に研究会における委員の意見を紹介する形でまとめている。

### 1. 二元的所得税をどう評価するか

#### <肯定的に評価する見解>

##### 金融税制の簡素化に資する

- ・ 金融商品毎にバラバラな課税関係となる現状は、投資家にとっても分かりにくくマイナス。簡素な税制という観点から、すべての金融商品に対し一定の税率で一律に課税するという二元的所得税の考え方は適切である。
- ・ どの金融商品にどのような税制が適用されるかを色々と調べたり、どちらが損か得かというようなことを考える必要がなく、誰かが100万円で何らかの金融商品を購入し、その結果1年後に120万円になったという場合に、この20万円に対する課税が同じように扱われるということが重要。

##### 金融商品間の税制の中立性を向上させることができる

- ・ 現行の金融税制では、金融商品毎に課税方法がバラバラであり、様々な優遇措置も見られる。多様な金融商品を一括りにして同一の所得とみなして、同一の課税制度・税率で課税すれば、金融商品間、ひいては投資家の資産選択に対する税制の中立性を向上させることができる。

##### 金融商品開発における税制上の弊害を軽減する

- ・ 現状は所得分類が複雑に入り組んでおり、金融商品毎に異なる複雑な税制が、商品開発上のネックとなっている例が見られる。多様な金融商品に一律に課税するという二元的所得税の考え方はこうした弊害の軽減につながるものである。
- ・ 現在の税制は課税方法が個別に決められているため、新しい金融商

品については、新商品を開発する都度、課税の認識や課税方法について、税務当局に相談する必要が生じる。さらに実態としては、その際、課税当局で確認した取扱いが、税務調査の際にそのまま踏襲される保証もない。そういう意味で、商品開発を行う場合には、常に課税上のリスクを背負わなければいけないという問題がある。

#### リスク・マネーの供給拡大に資する

- ・ 例えば、株式譲渡益を全額課税する一方で譲渡損失も全額控除する。これがリスク・シェア型税制であり、利益があった時には国に応分の負担をし、損失が出た時には国から返してもらうという税制が、リスク・テイクを促進させるのではないか。
- ・ 現行の税制では、株式のキャピタル・ゲインしかリスクは見られておらず、投資信託は損失面の手当て（損失の他の所得との相殺、繰越控除）がない。また、銀行預金といえども今後はペイオフに伴う損が出る可能性がある。損失の手当てをより幅広くする税制について検討すべきである。

#### 金融の国際化に対応した税制となる

- ・ 金融、経済のグローバル化が進んだ状況の下、金融資本は、世界中を一瞬にして回るものとなっている。足が速いという金融所得の特性を考えれば、金融所得について統一的に勤労性の所得より低い税率で課税することによって、国外へのキャピタル・フライトのインセンティブを減少させることができる。

#### 投資家にとって予測可能性の高い税制となる

- ・ 我が国においては税制がめまぐるしく変更されるため、投資家にとって中長期的な予測が立たないことが問題。金融税制は金融のインフラとして安定的である必要がある。二元的所得税の考え方に基づいて安定的な金融税制を維持すれば投資家にとって予測可能性の高い税制となる。

#### 貯蓄の二重課税を緩和する

- ・ 二元的所得税では、勤労所得に累進税率を課し、資本所得にはより低い税率を適用するため、貯蓄に対する二重課税（所得課税後の貯蓄利子にさらに課税されることにより、貯蓄行動に不利に働いているという考え方）の緩和につながる。

#### タックス・コンプライアンス（税法の遵守）に資する

- ・ 税制が簡素化される結果、租税回避がない、租税裁定が働かない、支払調書などが課税当局にしっかり行くなど、納税者が適正な申告ができ、課税当局も把握することができるというタックス・コンプライアンス（税法の遵守）に資する。

#### < 二元的所得税の導入に慎重な見解 >

##### 現行税制の部分的修正で十分ではないか

- ・ 「資産所得」や「金融所得」といった新しい所得区分を設けなくとも、現行の所得税の枠組みの中で、損益通算の範囲を広げれば十分ではないか。

##### 所得区分は実質的になくならない

- ・ 所得区分を法律上1つに括れば問題が解決するという単純な話ではなく、金融所得を一元化しても、実際には、個別の金融商品毎の課税のあり方について、議論が出てくるのではないか。
- ・ 総合課税を基本としながらも、各所得の性格や担税力の違い等を考えながら積み上げてきた現行の所得税の枠組みには一定の合理性がある。

##### 北欧と日本では置かれた状況が異なる

- ・ そもそも、北欧における二元的所得税は、それまで採用されていた厳格な総合課税制度において、高額所得者層を中心に住宅ローン利子控除制度等を活用した租税回避が行われ、税収への打撃や垂直的不公平の発生といった事態などを招いた反省を受けて、採用されたものであり、

多くの金融商品について分離課税を採用し総合課税が徹底されていない我が国にそのまま当てはめることはできない。

商品の特性（リスク・リターン等）に応じた税率を適用すべきである

- ・ 投資リスクの高い商品と、損失の発生するリスクが低い商品とは区別しておくべきである。リスクの低い商品から買っていくというのが一般的と思われるので、損益通算のメリットは、ある程度資産があって、投資する余裕のある人に対するものという印象が出てくる。一般的な感情なども含めると、高リスク商品には高い税率、低リスク商品には低い税率というように、やはりリスクに応じて課税上の取扱いを変える方が納得できる。
- ・ 投資家の資産選択への影響を中立的なものとするには、金融商品はリスクやリターンが様々であることから、理論的にはむしろ、一律の税率を適用しないことが望ましい。なお、リスク投資促進のためには、金融商品の損失についての他の金融商品の所得との損益通算を前提とするならば、政府によるリスク・シェアリング拡大を図るため、リスク商品に対しより重い税金を課すべきである。

直接金融への移行を促す優遇措置が引き続き必要

- ・ 損益通算や損失繰越の拡大がこれから投資を行う人に対してどれだけ訴えることができるかは疑問。現在の金融資産の保有状況を踏まえれば、直接金融への移行は喫緊の課題である。このため、株式投資に対する優遇措置などは引き続き必要であり、金融商品間で完全に一律な課税はすべきではない。

税の所得再分配機能が後退するおそれがある

- ・ 二元的所得税の採用は、高額所得者を優遇することにつながり、税の所得再分配機能が後退するおそれがある。

## 2. 二元的所得税を導入する場合に整理・検討を要する事項

損益通算の範囲を、どのような商品間まで拡大すべきか

### (1) 広く資産所得として、金融所得に加え不動産関連所得まで

- REITの登場に象徴されるように、今後金融所得と不動産所得の区別はますます曖昧になっていく。実物資産の取引も含め「資本所得」として課税した方が合理的であり、二元的所得税の原則に照らして、資本所得には不動産所得を含めるべき。

### (2) 預金など貯蓄性商品も含めた金融商品全体まで（預金利子・株式配当を含む）

- 税制の簡素化、リスクに対する税制上の手当てとして、対象商品はできるだけ広くすべき。預金利子もペイオフが導入されてリスクがないと言えない。ただし、不動産は既に別の体系の税金（固定資産税）が浸透し、また帰属家賃等もあって複雑なので対象としない方がよい。

### (3) リスク性金融商品（株式関連資産、外貨建て資産等）まで

- リスクを伴う投資行動については、儲かった時と損した時が対称的な取扱いとなるべきである。
- 課税対象を「リスク性商品」で一まとめにすることは、投資家サイドの感覚にも合致する。一方、例えば、預金については、元々がリスク・テイクを目的としておらず、損益通算対象に馴染むのかは慎重な検討が必要。

### (4) 株式譲渡損益と株式投信の解約・償還差損益といった類似商品間まで

- 現実的な選択。特に雑所得扱いになっている金融所得についてきちんとした整理が必要。
- 株式譲渡損益は、発生させる時期について操作性があり、租税回避のおそれがあることから、損益通算の範囲は限定すべき。

二元的所得税を導入する場合、金融商品へ適用される税率をどのように考えるか

- 北欧の例では、法人税率と資本所得に対する税率を等しくするとともに、資本の国外逃避を抑制する必要性、多くの国民が勤労所得課税においては最低税率の適用を受けることなどを踏まえ、資本所得に対する税率と勤労所得に対する最低税率を等しくしている。
- 金融商品への税率を、法人税率と等しい税率とすることにこだわるべきではない。例えば、北欧においては、配当に対する法人税と個人所得税の二重課税を解消する観点から、金融所得への税率を法人税率と等しくし、合わせて個人段階の配当課税を行わないことが模索されたが、実際には配当課税を行わないこととするのは政治的に困難であるといった理由から、配当に課税されている。
- 勤労所得と資本所得の間の租税裁定が考えられるのは、個人事業主やストックオプションを利用したもの。こうしたことを行うのは高所得層が多いと考えられ、資本所得に対する税率を勤労所得に対する最低税率と等しくすればよいという合理性はないのではないかと。
- 損益通算の範囲を拡大すれば課税ベースが狭まるのであり、税収を中立とするためには、税率の引き上げが必要になるのではないかと。少なくとも二元的所得税の検討にあたって、減税ありきといった立場に立つべきではない。
- 金融所得への税率は、現行の金融商品の多くの税率が20%となっていることを踏まえると、税収の中立を確保するためという理由で20%を上回る税率とするのはできるだけ避けるべきである。
- 北欧の例のように法人税率と資本所得税率を揃えようとする、我が国の場合、資本所得税率を現行の多くの金融商品に適用される20%から大幅に引き上げるか、法人税率を大幅に引き下げる必要が出てくるが、実際には両方とも困難。従って二元的所得税では適切な税率の設定は難しい。

全ての個人投資家に申告を求める場合の事務負担をどのように考えるか

- 二元的所得税を導入するために、全ての投資家に申告を行うことを要求することが現実的かどうか。例えば、二元的所得税のもと、損益通算を求める投資家は申告を行う一方で、損益通算を求めない投資家については各金融機関が源泉徴収を行いつつ税務当局に対して所得情報を提供することにより申告を不要とするといった仕組みが考えられる。（証券会社が導入する予定の特定口座制度(株式の取引によって生じる損益を証券会社で把握し、税金の源泉徴収を行うことにより投資家の納税の事務負担を軽減するための制度)を他の業界にも広げていくイメージ)
- 申告が求められるのであれば、投資家の申告負担を軽減する観点から、各業界においても申告書作成支援ソフトを作成する、申告書作成端末を店舗に設置する、といった取り組みが必要。

#### 納税者番号制度の導入をどのように考えるか

- 二元的所得税を導入するためには、課税の適正・公平性を確保する観点から、納税者番号制度の整備が前提になるのではないかと。既に国民年金、保険、運転免許などは番号制が導入されており、言われるほどに困難ではないはず。
- 納税者番号導入のコストは相当のものだろう。初期コストを乗り切ってしまうえば、後はメンテナンス費用に収斂されて行くであろうが、当面は各企業とも苦しい状況なので、多額のコストをかけさせるべきかという問題がある。
- 二元的所得税への移行にとって、納税者番号制度の導入は、必ずしも必要な条件ではない。すなわち、納税者番号制度を採用しなくとも、源泉徴収制度を活用しつつ、資料徴求制度を充実させることなどにより、金融所得課税の一元化は実現可能である。
- 納税者番号制度を導入するのであれば、むしろ包括的総合課税にすれば良いのであり、二元的所得税にとどまる必要はない。

#### 実現時課税・発生時課税をどのように考えるか

- ・ 金融所得については、発生段階で課税（現金受取の有無にかかわらず、所有する財産の価値の増加を認識し、含み益などに課税する方式）を行うべきか、実現段階で課税（現金受取の段階で、生じた利益を認識し課税する方式）を行うべきかという問題がある。
- ・ 発生段階課税を実施するためには、個人の所得計算において時価評価が必要となるが、個人の感覚からすれば非常に落ち着かないものとなり、現実には困難。
- ・ 実現段階課税を残すとすると、損失だけを実現させるなどいろいろな操作が可能となり、譲渡所得と他の金融所得との損益通算が租税回避に用いられ問題。

#### 資産所得と勤労所得の区分の問題等についてどのように考えるか

- ・ 二元的所得税を採用する以上、資産所得と勤労所得を区分する必要があるが、例えば個人事業主のように資本と労働の両方を使う人の所得をどう振り分けるかは、執行上の大きな課題。
- ・ 保険商品は、相互扶助の仕組みで成り立っている制度であり、他の金融商品と一元化することは不適切。

#### 二元的所得税を導入する場合、株式等譲渡益に付されている現在の優遇税制をどのように取り扱うべきか

- ・ 日本経済の再生に残された時間は少なく、政府・与党の「間接金融中心から直接金融中心へ」という政策転換を踏まえると、直接金融への移行を促進する優遇税制は、政策的に継続すべきである。
- ・ 金融商品間の中立性や、収益と損失に対する取扱いの対称性を確保する観点から、適用期限が来た時点で、優遇税制は終了すべきである。
- ・ 税制簡素化の観点から、優遇策を講じるならば金融所得全体に係る一定の非課税枠などとし、特定商品に限定した優遇策とはしない方がよい。

#### 二元的所得税の下での配当課税のあり方をどう考えるか

- 配当課税は、企業の財務や配当戦略に影響を与えることから、今後、二元的所得税を導入する場合にも、その影響に注意すべきである。
- 利子とバランスを取りつつ配当に関する法人税と所得税の二重課税を排除する観点からは、二元的所得税において法人税率と資本所得税率を等しくした上で、配当は個人段階で所得控除することが考えられる。
- 配当について、二元的所得税の枠内に取り込む場合、一定税率による一律の課税とし、配当税額控除は行わないといった簡便な仕組みも考慮に値する。
- 配当税額控除をなくすと、個人所得段階で課税が強化されることになるが、たとえば法人税率を引き下げることによって調整できないか。

## ・金融税制見直しの方向性

今回の「金融税制に関する研究会」においては、現行の金融税制が複雑でまた効率的なものとなっていないとの問題意識の下、金融所得を含む資本所得全体に一定税率を課税する二元的所得税について様々な論点を整理してきたが、その議論を通じて、現行の金融税制について、次のような問題意識が広く共有されていることが改めて確認された。

金融商品に対する課税が商品毎にバラバラで複雑なため投資家にとって分かりにくいものとなっている。また、金融商品を提供する金融機関等にとっても分かりにくく、金融商品に係る課税上の所得分類が複雑であるため課税上のリスクを負うなど商品開発に支障をもたらしている。

同じような経済的意味を持つ金融商品についての損益が課税上の所得分類の違いから通算できないことがあるなど、金融商品の経済実態に則した課税となっていない。

以上の問題点を踏まえ、次のような方向に向けて金融税制を見直していく必要があることについて意見が一致した。

金融税制を分かり易いものとするため課税方法や税率について簡素化していくこと。

経済実態に則して金融商品に係る損益の通算の対象範囲を拡大していくこと。

金融税制の簡素化や損益通算の対象範囲の拡大については、具体的には、例えば、以下のような点について改善を求める意見があった。

### 株式現物、株式投信、株式先物

同じように株式が運用対象資産である場合でも、株式現物で運用した場合には、譲渡益は譲渡所得（申告分離課税、税率20%）、配当は配当所得（総合課税、最高50%）、株式投資信託で運用した場合には、分配金・解約差益が配当所得（源泉分離課税、20%）、株式先物で運用した場合には決済差益が雑所得（総合課税、最高50%）となる。このように、運用手法によって、所得区分、税率等が全て異なり、かつ損益通算も株式現物の中でしかできないというのは、税制の中立性が保た

れていない。

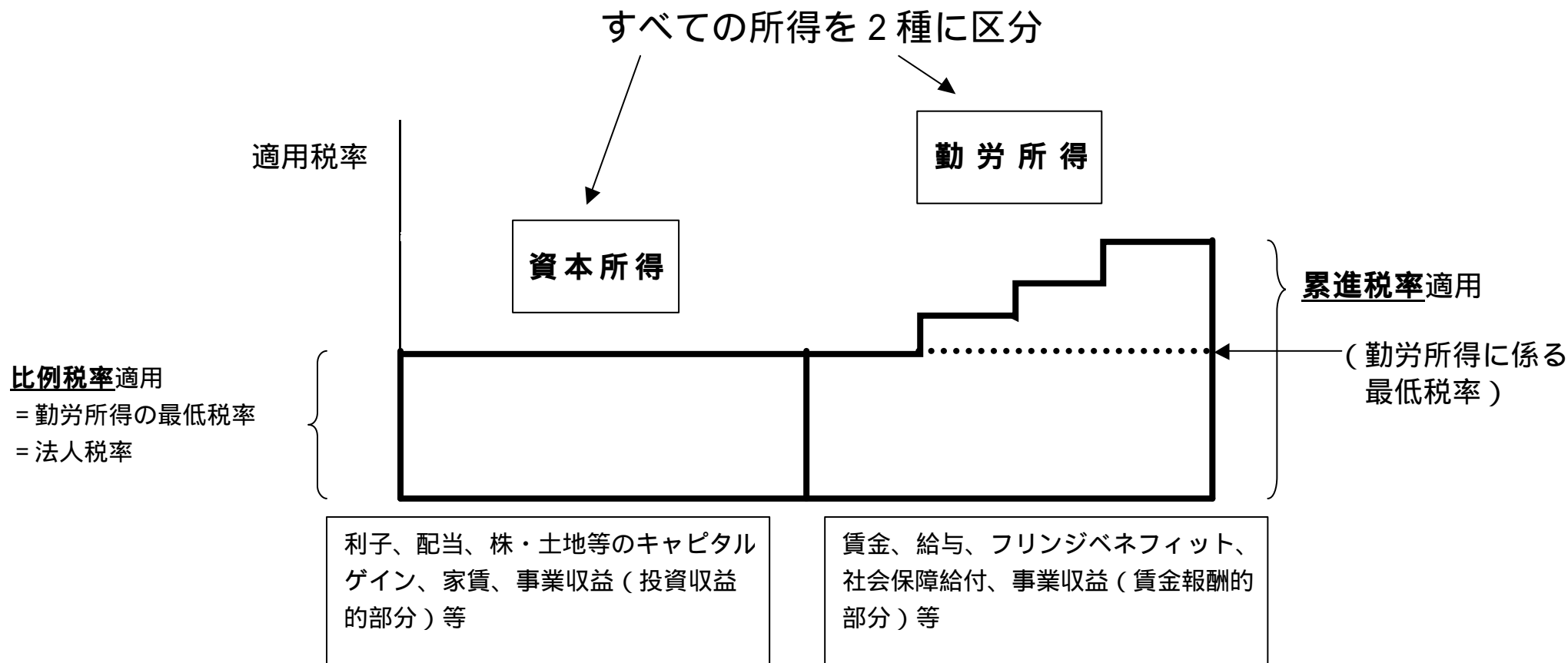
#### 雑所得として分類される所得

金融商品において、現行の10の所得区分のうちの雑所得として扱われるもの(先物の決済差益、債券の償還益、外貨預金の為替差益等)は、他の所得区分に入らないが故に雑所得とされているだけであり、課税のあり方を見直す余地がある。

(注) なお、金融税制見直しの検討の今後の進め方については、日本経済全体のことを考えて、資本効率を上げようという考え方の下、二元的所得税の旗をしっかりと持ちながら検討していくべきであるとの意見がある一方、金融所得の一元化が全面的に実現されなくても部分的にでも損益通算の対象範囲を拡大する方向で見直していくことが大切であるなどの意見もあった。

# 二元的所得税の理論的仕組み

S . Cnossen , “ Dual Income Tax ” ( 1 9 9 7 ) に基づく概念図



( 参考 ) 政府税制調査会資料

## 二元的所得税と租税論

伝統的な租税理論には、包括的所得税論や支出税論といった考え方があるが、包括的所得税については、発生段階での課税を厳密に行うことは執行上困難である、貯蓄に対する二重課税が起こるため、生涯で見た公平が達成されない、負債利子控除等を利用した租税裁定行為が特に高額所得者において可能となること、といった問題点が指摘されている。また、支出税については、貯蓄は非課税となるため、貯蓄の二重課税の問題は解消されるものの、毎年の消費額を把握するために必要な「貯蓄」の把握が執行上困難である、一国だけ貯蓄を非課税とするような支出税を採用することは、税の国際間の調和を乱すことにつながり実態としては困難、といった問題点が指摘されている。

こうした中、二元的所得税は、勤労所得と資本所得それぞれの中では総合課税を目指す一方、資本と労働の価格弾力性の違いや貯蓄の二重課税の問題に着目して資本所得に勤労所得より低い税率で課税するなど最適課税論の考え方を採り入れており、伝統的な租税論のメリットを摂取しつつ、税の執行可能性に配慮した税制の考え方と整理できる。

表：主な租税論

	包括的所得税論	支出税論	最適課税論
基本的考え方	一年間において経済力の増加に寄与するあらゆる種類の所得を合算し、それに累進課税を行うことで課税の垂直的公平を達成することを旨とする考え方。	一生の所得を担税力の指標として用い、その上で、一生の間の所得は、各年の消費を一生にわたり積み上げたものに近似することに着目し、消費支出を課税ベースとした上で、適切な資産課税を組み合わせるべきという考え方。	課税による負の誘引効果、所得分配効果、経済効果、所得分配、徴税費用、リスクなどの所得の異質性に着目し、社会的厚生を最大化するような形で、異なる種類の所得に対する課税方法を求めようとする考え方。
公平の基準	年間の所得	生涯の所得	生涯の効用
問題点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生段階での課税、帰属家賃・現物給付等への課税が困難。</li> <li>納税者番号制度、資料情報制度等、すべての所得を正確に捕捉する体制を整備する必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費支出を求めるために収入から貯蓄を差し引くのは執行が困難。</li> <li>諸外国でも採用されておらず、現行制度との乖離が著しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者の効用や社会厚生 of 捉え方によって得られる結果が異なってくることから、現実の政策決定に用いるのは困難。</li> </ul>

(参考) 政府税制調査会・金融課税小委員会・中間報告(1997年12月)

森信茂樹「21世紀の金融・証券税制を考える」(月刊資本市場 2001年11月号所収)

## 北欧における二元的所得税

1990年代初頭、北欧3国（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド）はそれまで採用してきた総合所得税主義を放棄し、二元的所得税体系の採用に踏み切った。

表：北欧3国の所得税改革の概要（法定税率：％）

国	勤労所得の限界税率	資本所得の限界税率	法人税率
フィンランド			
93年改革前	25 - 57	25 - 57	37
改革後	25 - 57	25	25
ノルウェー			
92年改革前	26.5 - 50	26.5 - 40.5	50.8
改革後	28 - 41.7	28	28
スウェーデン			
91年改革前	36 - 72	36 - 72	52
改革後	31 - 51	30	30

出典) 馬場義久 「Dual Income Tax 論と金融所得税制の改革」(日本証券経済研究所 「資産所得課税の理論と実際」所収)

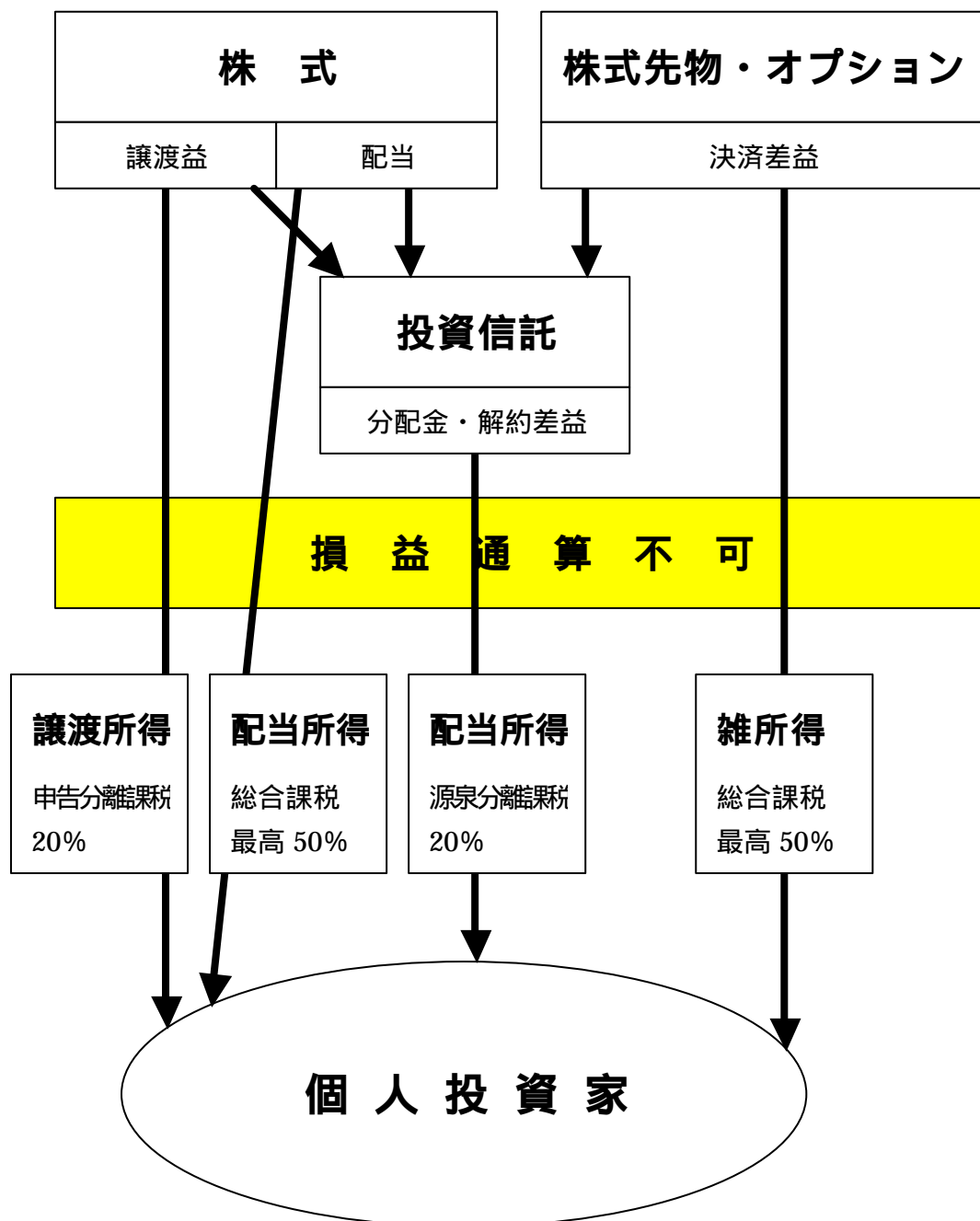
## 個人の金融商品税制

商品名	利益の内訳	課税方法	所得区分
株 式	売却益	申告分離 (譲渡益 26%を課税)と 源泉分離 (譲渡代金の 1.05%を 課税)の選択	譲渡所得等
	配 当	配当額、持ち株比率などに応じ 申告不要制度 (20%源泉徴収) 源 泉分離 (35%源泉徴収) 総合課税 の選択	配当所得
投資信託 (公募契約型)	解約益 分配 金	20%源泉分離	利子または 配当所得
E T F (株価指数連 動型上場投資 信託)	売却益	申告分離 (譲渡益 26%を課税)と 源泉分離 (譲渡代金の 1.05%を 課税)の選択	譲渡所得等
	分配益	20%源泉徴収後、総合課税 (配当 額に応じ申告不要制度あり)	配当所得
株価指数先物	決済差益	総合課税	雑所得
利 付 債	利 子	20%源泉分離	利子所得
	売却益	非課税 (損失控除できず)	譲渡所得
	償還益	総合課税	雑所得
割 引 債	償還益	発行時に 18%源泉分離	雑所得
利付外債	利 子	20%の源泉分離 (みなし外国税額 控除適用の場合あり)	利子所得
	売却益	非課税 (損失控除できず)	譲渡所得
	償還益	総合課税	雑所得
	為替差益	総合課税 (償還時のみ)	雑所得
預 貯 金	利 子	20%源泉分離	利子所得
外貨預金	利 子	20%源泉分離	利子所得
	為替差益	為替予約あり 20%源泉分離	雑所得
		為替予約なし 総合課税	雑所得

(注)株式の売却益の課税は2003年から源泉分離がなくなり、申告分離の税率は20%となる。(1年超の長期保有に限り2005年までは10%)

# 株式に関連する金融商品の税制

税率・課税方法が異なるため、投資家の商品選好に影響を与えるとともに、損益通算の範囲が限定されている。



# 外貨建て預金の税制

為替差損益は「雑所得」と認識され、損失が発生しても他の所得との損益通算が認められないため、同じ利益を得た場合でも税額が異なる。

